

町税は大切な自主財源 納期を守って納めましょう！

自主納付の原則 町税は 貴重な財源です

町は、町民の皆さまが納期限内に自ら納付していただく自主納付を原則として推進しています。

皆さまに納めていただいた税金は、道路、下水道、公園の整備や教育の振興、福祉の充実、消防や救急車などの公共の仕事やサービスの経費に使われている貴重な財源です。

税金を納めるということとは、私たちの義務であるとともに、私たちの生活をより豊かで健康なものにしていくために必要なものなのです。

もし税金など自主財源がなかったら、いろいろと

ところで大変不便な思いをすることになるでしょう。

例えば、「火事が起きても消防車が来ない」「急病人が出ても救急車が来ない」「道路に穴があいても補修されない」「教室の窓が割れても、雨漏りしても修理されない」など、このように税金は、私たちの暮らしと深く結びついており大切なものなのです。

納付の方法について

町税の納付は、納付書によるものと口座振替によるものがあります。

納付書による納付は、役場から送付された納付書を持参して、役場出納室や上浦幌支所、指定の金融機関から納めることができます。

納付書を紛失された場合

は、再発行しますので、町民課納税係へお越しいただくかご連絡ください。

●指定金融機関

帯広信用金庫本店・各支店、浦幌町農業協同組合本所・支所、北洋銀行本店・各支店、大津漁業協同組合本所・支所、浦幌町役場出納室・上浦幌支所

●口座振替による納付は、指定された日に預貯金口座から、自動的に振替納税されます。

納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れが無く大変便利です。ぜひご利用ください。

●口座振替ができる税

住民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

●手続き方法

金融機関で、口座振替依

納期を守って 納めましょう！

◎国民健康保険税納付書は7月10日頃送付予定です。

※軽自動車税、固定資産税、町道民税の納付書は送付済みです。

■平成22年度 町税等納期限一覧表

税目	1期	2期	3期	4期	5期	6期
軽自動車税	5月31日					
固定資産税	5月31日	8月31日	12月27日			
町道民税	6月30日	8月2日	9月30日	11月1日	11月30日	
国民健康保険税	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日

領書、預金通帳、口座登録印鑑、納税通知書を持参し、手続きを行ってください。

なお、お申し込み手続きは、各納期限の1カ月前までにお願います。

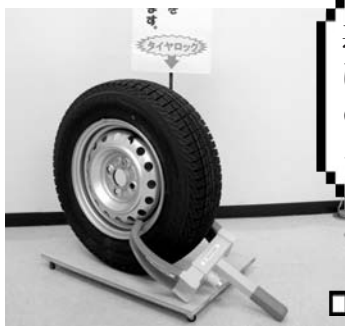
●口座振替日

各納期限です。ただし、休日、祝祭日の場合は、その翌日となります。

●取扱金融機関

帯広信用金庫本店・各支店
浦幌町農業協同組合本所・支所、大津漁業協同組合本所・支所、ゆうちょ銀行

悪質滞納者に対しては、自動車・二輪車のタイヤロックによる差押を実施します。



納税に困ったときは

病気、災害、盗難、事業不振など様々な事情により、納期限までに納められない場合は、お早めにご相談ください。

町税の滞納について

滞納とは、定められた納期限内に納付が無いことを言います。

滞納すると延滞金が増加され、納期限後20日以内に督促状や催告書が送付されます。

督促状や催告書が届いた場合は、速やかに最寄りの金融機関が役場出納室・上浦幌支所へ納付をお願いします。督促状や催告書が届いたにも関わらず納付が無い場合は、滞納処分（不動産、預貯金、生命保険などの財産を差押）を執行することがあります。

納期限までに納められない事情がある場合は、お早

めに納付相談をしてください。納付が無いうえにご相談も無い場合は、役場職員が自宅に訪問したり、勤務先にご連絡させていただく場合があります。

町税の延滞金について

延滞金は、地方税法によって定められており、年率14・6%と非常に高い額が加算されます。（納期限から1カ月間は、前年11月末における公定歩合+4%、または年7・3%のうち低い方が加算され、現在は年4・3%となっています。）

※基準割合率（いわゆる公定歩合）と掲載されていたものが0・3%であったことから平成22年中における基準割合などは年4・3%となりました。

〒145-7621 浦幌町民課納税係（TEL 576-2115）

URAHORO TOWN COUNCIL

行政報告

第2回町議会定例会（6月7日）より

センターとして利用していただくことで、遊休資産の有効活用が図られ、かつ、地域のスポーツ・レクリエーションの普及振興、健康と体力の増進、更には地域の運営委員会で管理・運営されることで、地域コミュニティの推進に寄与するものと考え、旧上浦幌小学校の屋内体育館等を軽スポーツセンターとして位置付け、活用していくことといたしました。

かねてより校下である相川、富川、美園の3行政区から要望・相談を受けておりましたが、5月26日に3行政区長が来庁され、屋内体育館、音楽室及び社会科教室を軽スポーツセンターとして利用したい旨の申出を受けました。

また、施設の管理・運営は、他の軽スポーツセンターと同様、地域で運営委員会を組織し行われる予定となっております。

町としては、軽スポーツ



▶上浦幌小学校100年の歴史が展示された資料室。